

justax

No.32

MAR'96

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

税理士は輔佐人として不要なのか?

納税者の権利救済を目的とする税務訴訟において、税務に関する専門家である税理士は、納税者の申告内容に最も詳しい存在であるにもかかわらず、裁判所の許可を得なければ輔佐人として出廷し陳述することができない仕組みとなっています。しかし、平成7年8月18日京都地裁は、消費税の仕入税額控除をめぐる裁判で、税理士を輔佐人とするものの許可申請を却下するという決定を下しました。

◎原告Xは、調査に際し仕入税額控除に係る帳簿及び貸倒れを立証する書類の提示をしなかったことを理由として消費税の仕入れ及び貸倒れの税額控除を否認され、これを争う訴訟を提起し、税法は複雑・難解であると同時に、特別の知識・経験を有しないと適切に処理できないと考え、国税庁職員として約30年間勤務し、平成4年に開業したA税理士を輔佐人として許可申請をしました。A税理士は、異議申立て・審査請求の段階から関与しており、この事実の全貌をよく知っていたと思われます。

原告Xは、課税局側の7名の訴訟代理人のうち半数は大蔵省職員であって、税法と税務行政に精通している者であり、当事者対等の原則からも、税理士の訴訟参加は不可欠であると主張しました。

◎裁判所は、輔佐人とは訴訟代理人（原告の場合は弁護士）だけでは十分でない場合に、原告や弁護士を補助してそれらの陳述を補足する制度であると位置づけ、したがって、裁判所が裁量により輔佐人の出頭を許可できるのは、①当事者に弁論能力がないとはいえないが、難聴、言語障害、老齢、知能不十分などの原因で訴訟が円滑に進まない場合や、②当事者又は弁護士が専門知識を欠くために適切な攻撃防

御を行なうことが困難で原告の権利を擁護できない場合、③その他これに準ずる場合に限られるという限定的な判断を示しました。

◎この訴訟の主たる争点である消費税法の法律問題については、**税理士の輔佐を待つまでもなく**、原告の弁護士は適切な主張をすることができるし、その主張に基づいて裁判所も適正な判断をすることができるという考え方に立ちました。原告の主張した税法の複雑性・専門性についても、この訴訟の争点は主に消費税法に関する専門知識であって、法律の専門家である弁護士を訴訟代理人として選任することで十分であり、それに加えて**税理士を輔佐人にして必要とする事情は見当たらない**、と一蹴しました。

税理士には税務に関する専門家として高度な善管注意義務が求められる一方で、複雑・難解な消費税法を争う法廷で輔佐人として出頭することすら拒否されるのでは、納税者の信頼にこたえる道は閉ざされたものといえましょう。裁判所の許可を必要としない出廷陳述権の確立こそが、税理士の使命の実現に一步近づくことではないでしょうか。

……………(資料提供 東京税理士データバンク室)